

実施方針 新旧対照表

No.	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	旧	新
1	1	1	1	(3)				本事業の目的	本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者 に 委ね、より安全・安心で魅力ある給食の提供に加え、良好な維持管理等により、事業費の縮減を目指すことを目的とする。	本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者 に （以下「事業者」という。）に委ね、より安全・安心で魅力ある給食の提供に加え、良好な維持管理等により、事業費の縮減を目指すことを目的とする。
2	2	1	1	(5)	ア			事業予定地	所在地：大分県中津市永添 2684 番	所在地：大分県中津市永添 2684 番 7
3	2	1	1	(5)	ウ			事業方式	本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「事業者」という。）と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理及び運営業務を行う方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。	本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理及び運営業務を行う方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。
4	3	1	1	(6)	エ	(ク)		維持管理業務	(ク) 修繕業務（大規模修繕を除く） (ケ) 本事業に伴う各種申請等業務 (コ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務	(ク) 修繕業務（大規模修繕 ※ を除く） (ケ) 本事業に伴う各種申請等業務 (コ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務 ※大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。
5	10	2	2	(2)	ア	(イ)		事業予定地の見学会	場所：中津市永添 2684 番	場所：中津市永添 2684 番 7
6	11	2	2	(7)				事業契約の締結	落札者は、仮事業契約締結時までに本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。本市は、SPC と仮契約を締結し、中津市議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。	落札者は、仮事業契約締結時までに本事業を実施するための SPC を設立する。本市は、SPC と仮契約を締結し、中津市議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。
7	12	2	3	(1)	イ			代表企業	入札参加グループを構成する企業であり、SPC から直接業務の受託・請負し、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、入札参加グループを代表し入札手続きを行う企業	入札参加グループを構成する企業であり、SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、入札参加グループを代表し入札手続きを行う企業
8	12	2	3	(2)	ア	(ア)		共通事項	(7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないと認められる者であること。	(7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないと認められる者であること。

実施方針 新旧対照表

No.	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	旧	新
9	12	2	3	(2)	ア	(イ)		共通事項	(イ)中津市暴力団排除条例(平成23年3月17日中津市条例第3号)第2条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	(イ)中津市暴力団排除条例(平成23年中津市条例第3号)第2条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
10	12	2	3	(2)	ア	(エ)		共通事項	(エ)中津市契約規則施行細則(昭和62年月27日中津市告示第39号)第10条及び第11条の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。	(エ)中津市契約規則施行細則(昭和62年中津市告示第39号)第10条及び第11条の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
11	13	2	3	(2)	ア	(オ)		共通事項	(オ)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。))を除く。)でないこと。	(オ)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設業務を行う者にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。))を除く。)でないこと。
12	13	2	3	(2)	ア	(カ)		共通事項	(カ)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。	(カ)会社法第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
13	13	2	3	(2)	ア	(キ)		共通事項	(キ)本事業に係る民間活力導入可能性調査業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に係る民間活力導入可能性調査業務に関与した者は、以下のとおりである。 a. 株式会社 建設技術研究所 b. シリウス総合法律事務所	(キ)本事業に係る民間活力導入可能性調査業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に係る民間活力導入可能性調査業務に関与した者は、以下のとおりである。 a. 株式会社 建設技術研究所 b. シリウス総合法律事務所 c. 竹澤建築設計工房
14	13	2	3	(2)	ア	(ク)		共通事項	(ク)5.(3)に記載の中津市新学校給食共同調理場整備運営事業民間事業者選定委員会の委員と、資本面又は人事面において関連がある者でないこと。	(ク)5.(3)に記載の中津市新学校給食共同調理場整備運営事業民間事業者選定委員会の委員と、資本面又は人事面において関連がない者であること。

実施方針 新旧対照表

No.	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	項目等	旧	新
15	13	2	3	(2)	イ	(ウ)		設計業務を行う者	(ウ)HACCP に対する相当の実績等を有していること。 なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、元請として「HACCP 認証取得施設」、「ISO22000 認証取得施設」、「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」又は「ドライシステムの学校給食施設」の設計実績を有しているものを配置することをいう。	(ウ)HACCP に対する相当の実績等を有していること。 なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、元請として「HACCP 認証取得施設」、「ISO22000 認証取得施設」、「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」又は「ドライシステムの学校給食施設」の設計実績を有している者を配置することをいう。
16	14	2	3	(2)	エ	(ア)		工事監理業務を行う者	(7)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。	(7)建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
17	16	2	5	(1)				提案等の審査(提案審査)	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 入札額に関する審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 開業準備業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 入札額に関する審査
18	19	4	1	(1)				事業予定地	事業予定地：中津市永添 2684 番	事業予定地：中津市永添 2684 番 7
19	24	8	1					議会の議決	本市は、債務負担行為に関する議案を令和6年12月中津市議会定例会(令和7年6月中津市議会定例会で再設定を予定)に、契約に関する議案を令和7年9月中津市議会定例会に提出する予定である。	本市は、債務負担行為に関する議案を令和6年12月中津市議会定例会(令和7年3月中津市議会定例会で再設定を予定)に、契約に関する議案を令和7年9月中津市議会定例会に提出する予定である。